

健康保険被扶養者（異動）届

常務理事	事務長	課長	課長代理	係長	主任	係

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	被保険者記号	
	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。	
	事業所所在地	〒 -
	事業所名称	
事業主氏名		
電話番号	()	

受付印

社会保険労務士記載欄 氏名等

被保険者情報	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 性別	1.男 2.女	④ 標準報酬月額	千円
	⑤ 生年月日	5.昭和 年 月 日 7.平成 年 月 日 9.令和 年 月 日	⑥ 取得年月日	5.昭和 年 月 日 7.平成 年 月 日 9.令和 年 月 日	⑦ 電話番号	自宅 () 携帯 ()
	⑩ 現住所	〒 -				
	⑪ 住民票住所 (現住所と同一の場合は右記に☑)	同上	〒 -			
	⑫ 備考					

被扶養者1	① 増加又は減少	増・減	② 被扶養者氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 性別	1.男 2.女	④ 続柄	長男等
	⑤ 生年月日	5.昭和 年 月 日 7.平成 年 月 日 9.令和 年 月 日	⑥ 被扶養者になった日又は被扶養者削除日	令和 年 月 日	⑦ 個人番号		
	⑧ 職業	※	⑨ 被扶養者になった理由又は除かれた理由	新規・出生・婚姻・退職 就職・離婚・死亡 その他 ()		⑩ 証類回収	添付 減失 返不能
	⑪ 現住所 (右記項目どちらかに○、被保険者と別居中の方は住所をご記入ください)	同居・別居	〒 -				
	⑫ 住民票住所 (右記項目どちらかに○、被保険者と異なる場合は住所をご記入ください)	同じ・異なる	〒 -				
	※月平均収入額108,333円(60歳以上又は障がい者の方は150,000円)を超える方で一時的な収入の増加に該当する・しない (該当するに○をつけた方は裏面の「一時的な収入の増加」をご参照ください)				⑬ 資格確認書の申請理由裏面のアルファベットをご記入ください	⑭ 備考	

被扶養者2	① 増加又は減少	増・減	② 被扶養者氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 性別	1.男 2.女	④ 続柄	長男等
	⑤ 生年月日	5.昭和 年 月 日 7.平成 年 月 日 9.令和 年 月 日	⑥ 被扶養者になった日又は被扶養者削除日	令和 年 月 日	⑦ 個人番号		
	⑧ 職業	※	⑨ 被扶養者になった理由又は除かれた理由	新規・出生・婚姻・退職 就職・離婚・死亡 その他 ()		⑩ 証類回収	添付 減失 返不能
	⑪ 現住所 (右記項目どちらかに○、被保険者と別居中の方は住所をご記入ください)	同居・別居	〒 -				
	⑫ 住民票住所 (右記項目どちらかに○、被保険者と異なる場合は住所をご記入ください)	同じ・異なる	〒 -				
	※月平均収入額108,333円(60歳以上又は障がい者の方は150,000円)を超える方で一時的な収入の増加に該当する・しない (該当するに○をつけた方は裏面の「一時的な収入の増加」をご参照ください)				⑬ 資格確認書の申請理由裏面のアルファベットをご記入ください	⑭ 備考	

※添付書類等につきましては裏面をご確認ください

パッケージ工業健康保険組合(R8.4)

認定について（添付書類等は一部抜粋したものです。詳細はホームページをご参照ください。）
 健康保険のしくみ⇒健康保険に加入する人（被扶養者）⇒被扶養者異動届の添付書類

◎収入条件（主として被保険者の収入により生活していることが前提）
 19歳以上23歳未満（配偶者除く）・・・年間収入150万円未満
 上記以外の60歳未満・・・年間収入130万円未満
 60歳以上または障害者・・・年間収入180万円未満
 ※障害者とは、概ね厚生年金法による障害年金の受給要件に該当する程度である場合

◎削除日の基準
 ・就職、離婚、結婚、扶養義務者の変更・・・事実発生日
 ※就職に伴う削除の場合、資格情報のお知らせ（写）または資格確認書（写）の添付必要
 ・死亡の場合・・・死亡日の翌日

◎認定日の基準
 ・事実発生日から1か月以内（組合受付日）・・・事実発生日まで遡り認定（主な例）
 退職日から1か月以内の場合・・・退職日の翌日（喪失日）
 婚姻による入籍から1か月以内の場合・・・入籍日
 （入籍日がわかる書類添付の場合）
 失業保険受給終了後から1か月以内の場合・・・支給終了日の翌日
 ・事実発生日から1か月以上（組合受付日）・・・組合受付日
 ・出生による子の場合・・・誕生日

◎主な扶養の範囲

同居でも別居でもよい
配偶者・子・父母・祖父母・弟妹・孫・兄弟姉妹
同居が条件
義父母・甥・姪・伯（叔）父・伯（叔）母

◎認定できない場合（主な例）
 ・失業給付金・傷病手当金・出産手当金・労災給付金等を受給中の方
 ・子どもの申請時において、収入額が被保険者よりも配偶者の方が多い

◎16歳以上の申請時の提出書類一覧(下記書類以外・16歳未満でも、追加で書類の提出を求めることがあります)

家族の状況	添付書類	
学生の方	有効期限が確認できる「学生証(写)」または「在学証明書」 (全日制以外の高校生の方は上記に加え「所得・非課税証明書」)	
1年以上無収入の方	「所得・非課税証明書」	
1年以内に退職した方	離職票の交付を受けたが失業給付を受給しない	「離職票1・2(写)」と受給意思のない申出書
	退職時に離職票の交付を希望しなかった	「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)」
	失業給付はすでに受給終了している	支給終了印のある「雇用保険受給資格者証(写)」
	失業給付の受給期間延長	「受給期間延長通知書(写)」または「離職票1・2」
	雇用保険未加入	雇用保険未加入の確認および退職日が確認できる書類「退職証明書」
公務員	「辞令(写)」	
パート・アルバイト等の方	・給与収入のみの場合 ①「労働契約の内容がわかる労働条件通知書(写)」 ②収入に関する申立書 ・給与収入以外に収入がある、または労働通知書から年間収入が計算できない場合 ①直近3か月分の給与明細(写) ②その他収入の金額がわかる書類	
自営業の方	「所得・非課税証明書」または直近の「確定申告書(控)(写)」	
廃業した方	個人事業の「廃業届出書(写)」	

●上記に加え

年金受給の方(遺族・障がい・老齢当)	直近の「年金振込通知書(写)」
別居の方	仕送りの金額が確認できる書類 直近3か月分以上の「振込受領書(写)」等
※1の同居が条件の方	続柄記載の世帯全員の「住民票」
外国人の方/被保険者と姓が異なる方	「続柄記載の住民票」/「戸籍謄(抄)本」
一時的な収入の増加	「被扶養者認定の収入に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明」

資格確認書の交付対象者

対象者	交付方法
A マイナンバーカードを紛失した・更新中の者	本人による申請のため 資格確認書(再)交付申請書の提出も必要
B マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある者	
C マイナンバーカードを取得していない者	保険者による 職権交付
D マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者	
E マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）	
F マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者	表面の資格確認書申請理由欄にいずれか記入
G マイナンバーカードの返納者 ※本人申請に変更予定あり	